

## 自動車リサイクル法に基づく解体業許可の更新申請書類等一覧

## 1. 許可更新申請手数料 解体業：70,000円

\* 申請手数料は、納付書による金融機関への現金納付となりますので、必ず申請窓口を確認してください。

## 2. 提出書類

番号	個人	法人	提出書類	備考	(注)
1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	許可の更新申請書		
2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	欠格要件に該当しないことを誓約する書面		(注1)
3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	施設の平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書、付近の見取り図	(1)施設の構造を明らかにするもの (2)寸法を必ず記入(mまたはcm単位) (3)内容に変更がなく、かつ、変更がない旨を申し出る書面を提出すれば省略可	
4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	施設の所有権又は使用権原の証明書 (土地の場合:公図の写し、登記簿謄本、借用契約書等) (建物の場合:登記簿謄本、借用契約書等)	内容に変更がなく、かつ、変更がない旨を申し出る書面を提出すれば省略可	(注3)
5	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	事業計画書及び収支見積書	記載例を参考にすること	
6	<input type="checkbox"/>		申請者の住民票の写し(本籍(外国人にあっては国籍等)が表示されたもの)及び成年被後見人等に関する登記事項証明書	登記事項証明書は、成年被後見人、被保佐人として登記されていない旨の証明書をいう。	(注2) (注3)
		<input type="checkbox"/>	法人の登記事項証明書		(注3)
7		<input type="checkbox"/>	定款又は寄付行為		
8		<input type="checkbox"/>	役員の住民票の写し(本籍(外国人にあっては国籍等)が表示されたもの)及び成年被後見人等に関する登記事項証明書	(1)役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役、これらに準ずる者をいい、いかなる名称であるかに関係なく法人に対しこれらの者と同等以上の支配力を有する者を含む。 (2)登記事項証明書は、成年被後見人、被保佐人として登記されていない旨の証明書をいう。	(注2) (注3)
9	<input type="checkbox"/>		法定代理人の住民票の写し(本籍(外国人にあっては国籍等)が表示されたもの)及び成年被後見人等に関する登記事項証明書	申請者が未成年者の場合	(注2) (注3)
	<input type="checkbox"/>		法定代理人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書		
	<input type="checkbox"/>		法定代理人の役員の住民票の写し(本籍(外国人にあっては国籍等)が表示されたもの)及び成年被後見人等に関する登記事項証明書		
10		<input type="checkbox"/>	右記の者の住民票の写し(本籍(外国人にあっては国籍等)が表示されたもの)及び成年被後見人等に関する登記事項証明書(個人株主等)又は登記簿謄本(法人株主等)	発行済株式総数又は総出資額の100分の5以上を占める者がいる場合	(注2) (注3)
11	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	右記の者の住民票の写し(本籍(外国人にあっては国籍等)が表示されたもの)及び成年被後見人等に関する登記事項証明書	本支店代表者や契約締結権限のある使用人がいる場合	(注2) (注3)
12	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	標準作業書の全文の写し	現在事業所に常備している標準作業書の最新版の全文の写し	(注4)
13	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	右記の許可証の写し	他に解体業、破砕業又は産業廃棄物処理業の許可を受けている場合に必要	
14	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	施設概要又は施設の使用権原等に変更がない旨を申し出る書面	変更がない場合のみ提出	

※注意事項も必ず御確認ください。

(注1)欠格要件に該当しないことを誓約する書面:別記様式第3号の下半分に欠格要件の概要が記載されていますので、熟読のうえ必要事項を記入してください。

(注2)成年被後見人等に関する登記事項証明書(登記されていない場合は、その旨の証明書)については、最寄りの法務局に問い合わせてください。

(注3)住民票の写し、成年被後見人等に関する登記事項証明書、法人の登記事項証明書、公図の写し、土地・建物の登記簿謄本については、**許可申請日前3月以内に発行された原本**で、かつ現在の状況が記載されたものを提出してください。

(注4)標準作業書:申請者が使用済自動車等の保管・解体(破砕)等を行う際の標準的な作業手順、留意すべき事項等を記載した書類です。標準作業書は、事業所に常備し、解体(破砕)・保管・運搬等の作業に従事する者に周知しなければなりません。

## 自動車リサイクル法に基づく解体業新規許可の申請書類等一覧

## 1. 新規許可申請手数料 解体業: 78, 000円

\* 申請手数料は、納付書による金融機関への現金納付となりますので、必ず申請窓口を確認してください。

## 2. 提出書類

番号	個人	法人	提出書類	備考	(注)
1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	許可の申請書		
2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	欠格要件に該当しないことを誓約する書面		(注1)
3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	施設の平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書、付近の見取り図	(1) 施設の構造を明らかにするもの (2) 寸法を必ず記入(mまたはcm単位)	
4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	施設の所有権又は使用権原の証明書 (土地の場合: 公図の写し、登記簿謄本、借用契約書等) (建物の場合: 登記簿謄本、借用契約書等)	事前協議で提出済みの場合は不要	(注3)
5	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	事業計画書及び収支見積書	記載例を参考にすること	
6	<input type="checkbox"/>		申請者の住民票の写し(本籍(外国人にあっては国籍等)が表示されたもの)及び成年被後見人等に関する登記事項証明書	登記事項証明書は、成年被後見人、被保佐人として登記されていない旨の証明書をいう。	(注2) (注3)
		<input type="checkbox"/>	法人の登記事項証明書		(注3)
7		<input type="checkbox"/>	定款又は寄付行為		
8		<input type="checkbox"/>	役員の住民票の写し(本籍(外国人にあっては国籍等)が表示されたもの)及び成年被後見人等に関する登記事項証明書	(1) 役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役、これらに準ずる者をいい、いかなる名称であるかに関係なく法人に対しこれらの者と同等以上の支配力を有する者を含む。 (2) 登記事項証明書は、成年被後見人、被保佐人として登記されていない旨の証明書をいう。	(注2) (注3)
9	<input type="checkbox"/>		法定代理人の住民票の写し(本籍(外国人にあっては国籍等)が表示されたもの)及び成年被後見人等に関する登記事項証明書	申請者が未成年者の場合	(注2) (注3)
	<input type="checkbox"/>		法定代理人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書		
	<input type="checkbox"/>		法定代理人の役員の住民票の写し(本籍(外国人にあっては国籍等)が表示されたもの)及び成年被後見人等に関する登記事項証明書		
10		<input type="checkbox"/>	右記の者の住民票の写し(本籍(外国人にあっては国籍等)が表示されたもの)及び成年被後見人等に関する登記事項証明書(個人株主等)又は法人の登記事項証明書(法人株主等)	発行済株式総数又は総出資額の100分の5以上を占める者がいる場合	(注2) (注3)
11		<input type="checkbox"/>	右記の者の住民票の写し(本籍(外国人にあっては国籍等)が表示されたもの)及び成年被後見人等に関する登記事項証明書	本支店代表者や契約締結権限のある使用人がいる場合	(注2) (注3)
12	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	標準作業書の全文の写し	現在事業所に常備している標準作業書の最新版の全文の写し	(注4)
13	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	右記の許可証の写し	他に解体業、破砕業又は産業廃棄物処理業の許可を受けている場合に必要	

※注意事項も必ず御確認ください。

(注1) 欠格要件に該当しないことを誓約する書面: 別記様式第3号の下半分に欠格要件の概要が記載されていますので、熟読のうえ必要事項を記入してください。

(注2) 成年被後見人等に関する登記事項証明書(登記されていない場合は、その旨の証明書)については、最寄りの法務局に問い合わせてください。

(注3) 住民票の写し、成年被後見人等に関する登記事項証明書、法人の登記事項証明書、公図の写し、土地・建物の登記簿謄本については、許可申請日前3月以内に発行された原本で、かつ現在の状況が記載されたものを提出してください。

(注4) 標準作業書: 申請者が使用済自動車等の保管・解体(破砕)等を行う際の標準的な作業手順、留意すべき事項等を記載した書類です。標準作業書は、事業所に常備し、解体(破砕)・保管・運搬等の作業に従事する者に周知しなければなりません。